

2015年（平成27年）2月10日

各位

大阪弁護士会

会長 石田法子

「全国一斉投資被害110番」の実施について（ご案内）

平素は当会の諸活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成23年1月に、ようやく不招請勧誘禁止規定を盛り込んだ商品先物取引法が施行されました。ところが、施行からわずか3年ほどしか経っていないにもかかわらず、今から約1年前には、経済産業省及び農林水産省からは不招請勧誘規定を骨抜きにするような省令案が提出され、当会及び日弁連による反対運動にもかかわらず、いまだに膠着状態が続いています。

消費者被害を減らすべく我々の長年の立法活動が実り、ようやく不招請勧誘禁止が法令により定められたのですから、拙速に不招請勧誘禁止規定を緩和してしまうことは許されません。この間、不招請勧誘禁止を潜脱するような商品先物取引被害も多数報告されています。不招請勧誘の禁止を維持するためには、法改正後の被害事例について情報収集をすることが重要になります。

また、商品先物取引以外にも、未公開株詐欺、社債詐欺、ファンド詐欺、プロ向けファンド、CO2排出権取引、金地金売買等々の詐欺的金融商品被害の相談もまだまだ衰える気配がありません。警察庁の発表によれば、振込詐欺、金融商品取引詐欺などの特殊詐欺による被害は、平成26年1月から11月末までに約498億7000万円にのぼり、過去最悪だった平成25年の年間被害額（約489億5000万円）を上回る被害が生じており、これら投資被害の救済と予防の運動を推し進めていく必要があります。

そこで、投資被害にあった消費者からの相談を広く受けるとともに、近時、どのような投資被害が生じているのか被害実態を正確に把握するため、標記110番を実施することといたしましたので、どうぞお気軽にお電話ください。

記

実施日時：平成27年2月17日（火） 午前10時～午後4時

電話番号：06-6312-4170

相談担当者：当会消費者保護委員会委員

以上

※本件に関する問合せ先

大阪弁護士会 委員会部人権課
（消費者保護委員会担当事務局）

TEL. 06-6364-1227